

羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務

2 業務の趣旨・目的

本道の強みである食は本道経済を支える基幹産業として、社会経済の変化に的確に対応しながら積極的に国内外で道産品（道内で生産又は主な加工が行われ、最終消費者の利用に供することができるもの）の需要を取り込むことが重要である。

令和3年6月、日本の航空網の中核であり、国内最大のハブ空港である羽田空港施設内に、道産品を展示・販売する道の公式アンテナショップ「北海道どさんこプラザ羽田空港店」（以下、「羽田空港店」という。）を設置。PR効果が高い同店において、新商品に対する消費者の反応を確かめるテスト販売の実施や首都圏の「どさんこプラザ」店舗と連携し、販路拡大につなげるマーケティング支援の取組を効果的な周知広報と合わせて実施してきた。

インバウンドを含めた航空需要をはじめ、空港施設の利用者が回復する中、道産品のさらなる販路拡大を図るため、羽田空港等を活用した道産品販路拡大に係る企画提案を公募し、優れた提案をした者に事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、食産業振興課、関係する「どさんこプラザ」及び道産品取り扱い店舗の管理運営者と協議の上、実施すること。

(1) 羽田空港施設内における販路拡大の取組

ア 道産品取り扱い店舗との連携

羽田空港施設内にある道産品取り扱い店舗と連携した取組（フェアの開催等）を実施すること。

※フェアの実施については、事業趣旨を踏まえ、開催日を提案すること。

※羽田空港店をはじめ首都圏の「どさんこプラザ」とも連携すること。

※フェアの出店事業者（道産品の製造・販売を行う事業者・団体（道内に本支店等を有するものに限る。）又は行政機関）は道と調整の上、決定すること。なお、販売売上については事業者の収入とし、事業者によって商品の送り込みのみも可とする。

※羽田空港施設内のさまざまな媒体を活用し、空港を利用する国内外の消費者に向けたプロモーションを実施すること。

イ 羽田空港店におけるテスト販売の実施

新商品又は販売開始後1年以内の北海道経済部食関連産業局食産業振興課が認めた道産品について、期間を定めてテスト販売を行い、期間終了後に商品の好不調の要因、改善が望ましい事項等を道に報告すること。

なお、羽田空港店の立地特性、利用客等を踏まえた効果的な実施内容とすること。

(2) インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援

海外のどさんこプラザと連携したインバウンド向け道産品の販路拡大に資する取組を実施すること。

※羽田空港、成田空港施設内における道産品取り扱い店舗との連動企画等や海外どさんこプラザと連携した商談会等への出店を想定。

(3) 報告書の作成

上記（1）及び（2）の実施結果について、次の項目を含む報告書を作成すること。

- ・道産品取り扱い店舗との連携についての実績
- ・テスト販売についての実績

・インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援についての実績
その他、事業成果として報告できる項目を提案すること。

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日の日から令和7年(2025年)3月7日(金)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。
- ・道内関係団体・事業者とのつながりをはじめ、十分な知見やマーケティング活動の実績を有しているか。
- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

- ・どさんこプラザや道産品取り扱い店舗との連携について、事業趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。
- ・テスト販売について、羽田空港店の立地特性、利用客等を踏まえた効果的な実施内容となっているか。
- ・インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援について、事業趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。
- ・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点。）

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点。）

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。（宣言している場合に加点。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者でも宣言していれば加点。）

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただし、アについては、構成員のうち最低1者以上とする。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 再委託の禁止

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち 1 件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）

(2) 様式 別添様式による。

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出期限 令和 6 年（2024 年）5 月 10 日（金） 12 時（必着）

(5) 提出場所 10 の（4）のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。なお、提出期限である 5 月 10 日は 12 時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書及び付属資料

（道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合、国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）、宣言書（写し）を提出してください。）

(2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は A 4 サイズとし、任意様式とする。

(3) 提出部数 企画提案書及び付属資料とも 12 部

※ 1 部は、提案者名を記載したもの。残りの 11 部は提案者名を記載しないもの。

企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。

- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月24日(金) 12時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。
持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。なお、提出期限である5月24日は12時までとする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)
北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係(担当:小倉、吉田)
電話 011-231-4111(内線26-807)
011-204-5766(直通)
ファクシミリ 011-232-8860